

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年2月10日(2005.2.10)

【公表番号】特表2000-512291(P2000-512291A)

【公表日】平成12年9月19日(2000.9.19)

【出願番号】特願平10-501511

【国際特許分類第7版】

C 0 7 D 235/08

A 6 1 P 1/04

A 6 1 K 31/4184

【F I】

C 0 7 D 235/08

A 6 1 K 31/00 6 0 1 C

A 6 1 K 31/415 6 1 3

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月24日(2004.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年 5 月 24日

特許庁長官 今 井 康 夫 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第501511号

2. 補正をする者

住 所 スウェーデン国エスー151 85 セーデルテイエ (番地なし)

名 称 アストラゼネカ・アクチエボラーグ

3. 代 理 人

住 所 東京都千代田区麹町一丁目10番地(麹町広洋ビル)

電 話 (3261)2022

氏 名 (9173) 高 木 千 嘉



(外1名)

4. 補正命令の日付 (自発)

5. 補正対象書類名

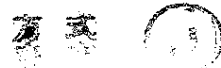
請 求 の 範 囲

6. 補正対象項目名

請 求 の 範 囲

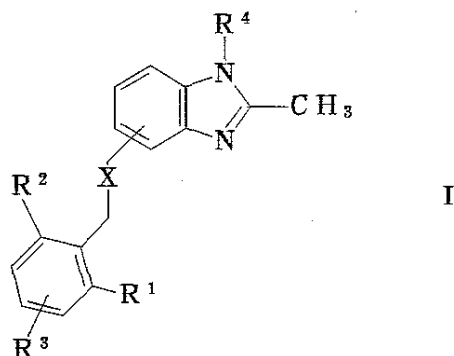
7. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正します。



請求の範囲

1. 式 I の化合物又はその医薬的に許容し得る塩：



上記式中、

R¹は低級アルキルであり、

R²は低級アルキルであり、

フェニル環の3、4又は5位にあるR³は

- (a) H、
- (b) ハロゲン、又は
- (c) 低級アルキルであり、

R⁴は

- (a) H、又は
 - (b) 低級アルキルであり、
- 4又は7位で複素環に結合するXは

- (a) NH、又は
- (b) Oである。

2. Xが4位で複素環に結合する請求項1に記載の化合物又はその医薬的に許容し得る塩。

3. R¹がCH₃又はCH₂CH₃であり、R²がCH₃又はCH₂CH₃であり、R³がH、4-F又は4-Clであり、そしてR⁴がH又はCH₃である請求項2に記載の化

合物又はその医薬的に許容し得る塩。

4. 4-(2,6-ジメチルベンジルアミノ)-2-メチルベンゾイミダゾール;

4-(2,6-ジメチルベンジルオキシ)-2-メチルベンゾイミダゾール;

4-(2,6-ジメチル-4-フルオロベンジルアミノ)-2-メチルベンゾイミダゾール;

4-(2,6-ジメチル-4-フルオロベンジルオキシ)-2-メチルベンゾイミダゾール;

4-(2,6-ジメチルベンジルアミノ)-1,2-ジメチルベンゾイミダゾール;

4-(2-エチル-6-メチルベンジルアミノ)-2-メチルベンゾイミダゾール;

4-(2,6-ジエチルベンジルアミノ)-2-メチルベンゾイミダゾール;

4-(2,6-ジメチル-4-フルオロベンジルアミノ)-1,2-ジメチルベンゾイミダゾール; または

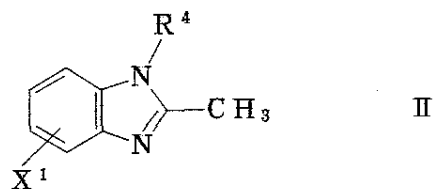
4-(2,6-ジメチル-4-フルオロベンジルオキシ)-1,2-ジメチルベンゾイミダゾール

である請求項3に記載の化合物又はその医薬的に許容し得る塩。

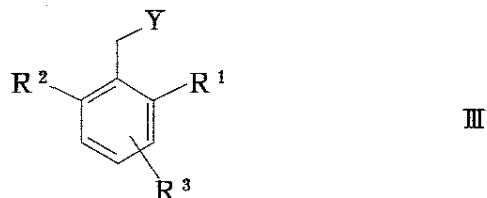
5. 請求項1~4のいずれか一項に記載の化合物の塩酸塩である化合物。

6. 請求項1~4のいずれか一項に記載の化合物のメタンスルホン酸塩である化合物。

7. 一般式IIの化合物

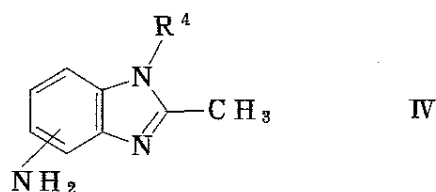


(式中、 X^1 は複素環に4又は7位で結合する NH_2 又は OH でありそして R^4 は請求項1に記載の式Iで定義した通りである)を、一般式IIIの化合物

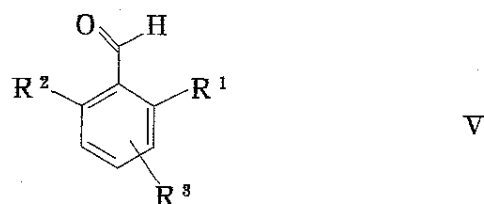


(式中、 R^1 、 R^2 及び R^3 は請求項1に記載の式Iで定義した通りでありそして Y は脱離基である)と不活性溶媒中で塩基を使用して又は使用しないで反応させて式Iの化合物とすることからなる、請求項1～6のいずれか一項に記載の化合物の製造方法。

8. (a) 式IVの化合物

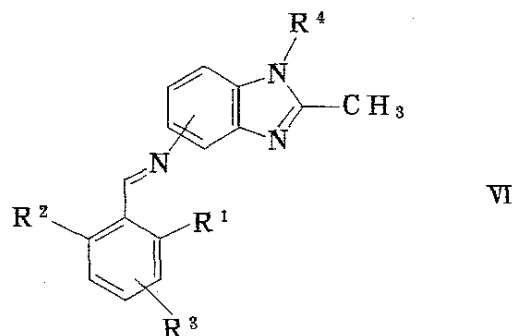


(式中、 R^4 は請求項1に記載の式Iで定義した通りでありそして NH_2 基は複素環に4又は7位で結合する)を、式Vの化合物



(式中、 R^1 、 R^2 及び R^3 は請求項1に記載の式Iで定義した通りである)

と不活性溶媒中ルイス酸の存在下で反応させて式VIの化合物



(式中、 R^4 は請求項1に記載の式Iで定義した通りでありそしてイミン窒素は複素環に4又は7位で結合する)とし、

(b) 式VIの化合物を不活性溶媒中で標準条件下で一般式Iの化合物に還元する

ことからなる請求項1～6のいずれか一項に記載の化合物の製造方法。

9. R^4 がHである請求項1に記載の式Iの化合物を不活性溶媒中で塩基を使用するか又は使用しないで式VIIの化合物



(式中、 R^4 は式Iで定義した通りでありそして X^2 は脱離基である)を使用してアルキル化し、 R^4 が「低級アルキル」である式Iの化合物とすることからなる、 R^4 が「低級アルキル」である請求項1～3のいずれか一項に記載の化合物の製造方法。

10. 請求項1～6のいずれか一項に記載の化合物そして更に医薬的に許容し得る担体からなる医薬処方物。

11. 胃酸分泌の抑制のための薬の製造のための請求項1～6のいずれか一項に記載の化合物の使用。

12. 胃腸炎症疾患の治療のための薬の製造のための請求項1～6のいずれか一項に記載の化合物の使用。

13. ヒトの胃粘膜のヘリコバクター・ピロリによる感染が関連する状態の治療又は予防のための薬の製造のための請求項1～6のいずれか一項に記載の化合物の使用であって、ここで前記塩は少なくとも1つの抗菌剤と組み合わせて投与されるように適応されている前記使用。
14. 活性成分が請求項1～6のいずれか一項に記載の化合物である胃酸分泌の抑制に使用するための医薬処方物。
15. 活性成分が請求項1～6のいずれか一項に記載の化合物である胃腸炎症疾患の治療に使用するための医薬処方物。
16. 活性成分が少なくとも1つの抗菌剤と組み合わせた請求項1～6のいずれか一項に記載の化合物であるヒトの胃粘膜のヘリコバクター・ピロリによる感染が関連する状態の治療又は予防に使用するための医薬処方物。